

託送分配合成メタン等及び託送負担合成メタン等の調達に係る二酸化炭素排出量の調整について

託送分配合成メタン等相当量に係る二酸化炭素排出量 = 託送分配合成メタン等相当量（注 1） × 省令の排出係数

託送負担合成メタン等量に係る二酸化炭素排出量 = 託送負担合成メタン等量（注 2） × 省令の排出係数

（注 1）

合成メタン等が注入された導管事業者から託送供給を受けるガス事業者ごとの託送分配合成メタン等相当量は、合成メタン等が注入された導管事業者が受けた託送負担合成メタン等量に、当該導管事業者により託送されるガス事業者の販売ガス量を乗じ、当該導管事業者の小売託送量で除して、託送分配合成メタン等相当量を算出する。

（注 2）

託送負担合成メタン等量とは、導管事業者から合成メタン等調達費相当金の支出を受ける合成メタン等の量をいう。

なお、託送負担合成メタン等量及び小売託送量の情報は、国が合成メタン等の調達事業者及び導管事業者に対して報告徴収を行った上で、適切なタイミングで公表するものとする。